

## IX 教員組織及び事務組織

### 1 教務職員等の採用方法及び採用基準

本学における教務職員は、学長、教授、助教授、講師及び助手に区分され、嘱託職員として嘱託教授を、臨時職員として非常勤講師を置いている。

これらの人事については、「学校法人東京農業大学人事規則」、「同人事規則施行規程」、「学校法人東京農業大学嘱託職員規程」、「学校法人東京農業大学臨時職員規程」にその取扱いを定め、適切な運用を図っている。

#### (1) 採用方法

教務職員の採用は次の手続きで行われる。

- a 学科における推薦候補者の決定：学科の教授によって構成される推薦の会において、候補者に係る専門分野、経歴、業績等の資料に基づいて推薦候補者を選定する。推薦の会に付議する候補は、公募その他の方法によって募集する。
- b 学校法人東京農業大学人事委員会第一専門委員会(情報大部会)：学科で選定した候補者について、学科長による推薦書並びに履歴書及び業績調書に基づき、以後の採用手続きを進めるか否かについて審議し決定する。
- c 学校法人東京農業大学人事委員会：bにおいて決定された候補者について、以後の手続きを進めるか否かについて審議し承認する。
- d 本 則 教 授 会：cにおいて決定された候補者について、教務職員資格審査委員会に付議するか否かについて審議し決定する。
- e 教 務 職 員 資 格 審 査 委 員 会：資格の有無を審議する。なお、非常勤講師の採用、嘱託教授及び非常勤講師の継続採用については、本則教授会において資格の有無を審議する。
- f 本 則 教 授 会：教務職員資格審査委員会からの審査報告に基づき、採用の可否を決定する。
- g 学校法人東京農業大学人事委員会：fの決定を承認するか否かについて審議し承認する。

なお、非常勤講師、嘱託教授を除き、発令行為の前に東京農業大学教職員組合との「労働協約」に基づき学校法人との間に設置されている人事審議会に諮られることになっている。

#### (2) 採用基準

採用基準は、教務職員資格審査委員会、人事委員会の裁定によるが、本学は歴史が浅く、教務職員の専門分野が多岐にわたる等の要因から、研究業績の評価について、学内の合意が十分には形成されているとはいいがたく、今後の重要な課題であると考えられる。